

[事案 28-199] 入院給付金等支払請求

・平成 29 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

双極性障害により平成 26 年 11 月から約 2 か月間入院し、入院給付金を請求したところ、同じ病名で告知日の数週間前まで約 1 年間医療機関を受診していた事実を告知しなかったとして契約を解除されたため、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 25 年 7 月に契約した生存給付保険の告知義務違反による契約解除の取消しと入院給付金の支払いを求める。

- (1) 募集人が告知書を記入し、自分は募集人を信用して署名した。
- (2) 契約前に、通院、服薬中である旨を募集人に伝えていたところ、募集人から契約を提案してきたので、告知書の該当項目は「いいえ」と回答してよいと思った。
- (3) 募集人は、自分が病院に救急車で運ばれる際に、「告知義務違反になる」と声を出した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 告知書は、申立人自身が募集人の前で記入したものである。なお、申立人の主張は、「昔は告知しなくてもよかった」「神経内科は対象外と思った」などと変遷している。
- (2) 募集人が、申立人から通院、服薬の事実を聞いたことはない。
- (3) 募集人が「告知義務違反になる」などと発言したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時および告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は告知すべき事実を告知していないと認められる一方、募集人が申立人の告知を妨害したり、誤った告知を行うよう勧めたりした等の問題があったとは認められず、募集人や保険会社が通院、服薬の事実を知っていたとも認められず、また、申立人の請求する入院給付金の支払理由と契約解除の原因となった事実が同一であるため、入院給付金を支払うべきものとも認められず、その他、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。